

平成29年11月24日
独立行政法人農林漁業信用基金
総括理事 出倉 功一

オープンカウンター公告

1 調達件名 事務室出入口監視カメラの購入及び設置

2 仕様書の設置場所及び交付方法

仕様書等は、独立行政法人農林漁業信用基金総務部総務課に設置することとし、閲覧及び交付を行う。

なお、電子メールにて仕様書の送付を希望する場合は、仕様書交付希望の調達件名、会社名、全省庁統一資格の業者コード及び法人番号（申請中の場合は記載不要）、担当者名及び電話番号を記入のうえ、soumu@jaffic.go.jp あて送信すること。

※電子メールの件名は「「事務室出入口監視カメラの購入及び設置」仕様書の送付依頼」とすること。

3 オープンカウンター方式の参加資格

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 平成29年12月8日（金）現在において、平成28・29・30年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「物品の販売」で営業品目「電気・通信用機器類」、「その他機器類」、「防衛用装備品類」または「その他」のいずれかの「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (3) オープンカウンター方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。

4 仕様説明会の有無及び実施年月日

仕様説明会 無し

5 仕様書等に対する質問

(1) この仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出をすること。

① 受領期間 平成29年11月24日（金）から11月30日（木）17時まで
持参する場合は、上記期間の土日祝日・年末年始を除く毎日10時から12時まで及び13時から17時までとする。

② 提出場所 独立行政法人農林漁業信用基金総務部総務課

③ 提出方法 持参、FAX又は電子メールにより提出すること。（上記5（1）①の期間内に必着のこと。）

(2) 上記5（1）の質問に対する回答は、下記9の担当部署からFAX又は電子メールにより仕様書受領者全員に通知する。

○ 回答予定日 平成29年12月5日（火）を予定

6 見積書の提出期限及び提出場所等

提出期限

平成29年12月8日（金）17時まで

(1) 提出場所

独立行政法人農林漁業信用基金総務部総務課

(2) 提出方法

持参、FAX、電子メール（PDFファイルに変換して添付）又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表面に

「平成29年11月24日付けオープンカウンター公告 件名：事務室出入口
監視カメラの購入及び設置」及び「会社名」を記入すること。

ただし、その提出期限は上記6（1）までとし、同時刻までに到着しないものは無効とする。

(3) 提出書類

① 見積書

② 全省庁統一資格の審査結果通知書の写し

③ 誓約書

なお、見積書の様式は自社の見積書（任意様式）によることとし、以下の事項を必ず記載すること。

ア 調達件名

イ 日付（提出日とし、上記（１）の提出期限内であること。）

ウ 金額（消費税を除く金額）

エ 金額の内訳（見積書に記載できない場合は、別紙として添付すること。）

7 見積合せの日時及び場所等

（１）日時

平成29年12月8日（金）17時00分以降

（２）場所

独立行政法人農林漁業信用基金総務部総務課

なお、見積合せは非公開として、結果については契約の相手方決定後速やかにFAX又は電子メールにより参加者全員に通知する。

（３）契約予定者の決定方法

予定価格の制限範囲内で、最低の価格をもって見積書を提出した者を契約予定者として決定する。

8 契約書等の提出の要否

契約書を2通作成し、当信用基金及び契約の相手方が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

9 調達内容等の担当部署

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階

独立行政法人農林漁業信用基金総務部総務課

電話 03-3294-5597

Fax 03-3294-3151

Mail soumu@jaffic.go.jp

(別紙)

誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金
総括理事 出倉 功一 殿

(住所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

調達件名：事務室出入口監視カメラの購入及び設置

に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制で業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。(裏面参照)
- 3 見積書提出期限の日現在において、有効な各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(以下「全省庁統一資格」という。)を有しており、本件公告3(2)に記載した業種及び等級の認定を受けていること。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人農林漁業信用基金が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。

(裏面)

独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則 (抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第10条 契約担当役等は、特別の理由がある場合を除き、次の各号の一に該当する者を一般競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団及び個人をいう)又はその関係者と認められる者

2 契約担当役等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、特別の理由がある場合を除き、その事実があった後2年間一般競争に参加させることができない。

また、これらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (7) 競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
- (8) 商法(明治32年法律第48号)その他の法令の規定に違反して営業を行った者

3 契約担当役等は、各省各庁から指名停止等を受けている者を一般競争に参加させることができない。